

2022年4月14日

各位

会社名 JMACS 株式会社
代表者名 代表取締役社長 植村 剛嗣
(コード：5817、東証スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役管理部管掌 植村 瑠美
(TEL. 0795-46-1697)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の当社取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、2022年5月27日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

①株主総会開催地に関する規程の削除

自然災害や不測の事故等に備え、株主総会地を柔軟に選択可能にするために、現行定款第3章第13条を削除するものであります。

②株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- a. 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- b. 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- c. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- d. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(開催場所)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 13 条 当社は、大阪府で株主総会を開催する。</p>	
<p>第 14 条～第 15 条 (条文省略)</p>	<p>第 14 条～第 15 条 (現行通り)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、 事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または 表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めると ころに従いインターネットを利用する方法で開示する ことにより、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。</p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
	<p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。</p>
	<p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令 で定めるものの全部または一部について、議決権の 基準日までに書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 <u>現行定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 16 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022 年 5 月 27 日(金曜日)

定款変更の効力発生日

2022 年 5 月 27 日(金曜日)

以 上